

= 会 員 規 約 =

第 1 条 (会の運営と目的)

当結婚相談室(以下本会)は、株式会社ダイナミックス(以下本部)の主宰・運営する良縁ネットシステム(以下、良縁ネットともいいます)に加盟し、同システムを利用して、結婚相手紹介サービス業務を行います。本会は、本部と雇用関係、資本関係はなく、独立した経営主体の結婚相談室です。本会は、会員に対し、本会の他の会員及び本部に加盟する他の結婚相談室に登録した会員を対象として、結婚相手紹介に必要な情報(以下、結婚相手会員情報といいます)を提供し、これに付帯するサービスならびに必要な助言等を行うことを目的とします。本会は、誠意をもって上記役務を提供しますが、お見合い、結婚を会員に保証するものではありません。

第 2 条 (提供するサービス)

1. 会員は本会に來所した上、本会内において、同所に設置された良縁ネット用端末を利用して結婚相手会員情報を閲覧することにより、自分がお見合いを希望する会員(以下、希望会員といいます)を選択する事ができます。
2. 会員は、ネット会員契約を締結する事によって、自宅において、会員が用意した適宜の端末を使用して良縁ネットにアクセスし、同ネット上の結婚相手会員情報を閲覧することにより、希望会員を選択する事ができます。ネット会員には情報を閲覧するための会員 No.とパスワードを配布します。
3. 会員が、希望する会員を選択出来る回数は、1ヶ月当り最大 30 名までとします。
4. 会員が、希望会員を選択したときは、本会は当該希望会員の所属する結婚相談室を通じて同会員に対し、お見合いの申込を行います。ただし、希望会員たる相手方が予め指定した希望条件に合致しないときは申込を行わないケースもあります。
5. 本会は、会員に対して、本会または他の結婚相談室に登録している会員(以下他会員といいます)から申し込まれたお見合いについて、その取次ぎをします。会員は、申し込まれたお見合いについてお見合いを承諾するか否かを選択することが出来ます。
6. 会員の申込みに対して希望会員がお見合いを承諾した時、または他会員からのお見合いの申込みに対して会員が承諾した時は、本会は、希望会員や他会員の所属する結婚相談室とも協議の上、お見合いの日時、場所等のセッティングを双方の話し合いにて決定し、お見合いを実施します。
7. 本会は、適宜、会員が参加できるお見合いパーティー等の催しを行います。(開催を保証するものではありません。種類によって会員が参加できないものもあります。) 同パーティー等の参加費用は別途定めます。
8. お見合い、交際、結婚に関するアドバイス等を行います。

第 3 条 (個人情報の利用)

1. 会員の結婚紹介に必要な個人情報は、良縁ネットシステムへの登録掲載を行った上、以下の閲覧方法にて利用されます。
2. 加盟結婚相談室用端末にて結婚相手紹介サービス業務のため利用されます。各加盟結婚相談室では専用 ID、パスワードにて限定された加盟結婚相談室業務責任者が役務提供用に閲覧し、また当該業務責任者立会いのもと、加盟結婚相談室に來所した会員、及び入会希望者への閲覧の用に供します。
3. ネット会員契約を締結した会員が行う、お相手紹介目的での閲覧。各会員専用 ID、パスワードにて限定された各加盟結婚相談室のネット会員が利用します。ネット会員には別途ネット会員規約遵守誓約書を所属結婚相談室と取り交わしていただきます。
4. 加盟結婚相談室内及び加盟結婚相談室間の資料交換会・会合等での閲覧。

第 4 条 (個人情報の取扱)

1. 本会は代表者を個人情報管理責任者とし本部の個人情報保護方針に従い安全管理に努めます。
2. 本会は第 3 条に基づき、会員の個人情報を本部システムに登録します。
3. 会員から預かった写真、証明書類は退会時に返却します。
4. 入会申込誓約書、入会身上書は不正退会を防ぐ目的にて 1 年間保管後本会でシュレッダー処理します。
5. 成婚退会時及び成婚以外の事由による退会に際し、本会は加盟結婚相談室システムにより当該会員の登録情報を良縁ネットシステムから削除します。削除する事により同登録情報の閲覧は不可能となります。
6. 良縁ネットでの成婚退会時は、該当会員の成婚届けを加盟結婚相談室システムにより本部に対して申請します。この成婚届けによって、1 年間、会員が成婚したお相手の会員 No.並びに所属する相談室 No.が本部で記録管理され、1 年後自動的に削除されます。
7. 会員は、本会に対し、良縁ネット上における自己情報の開示等を請求する事ができます。

第 5 条 (免責事項)

良縁ネットは、インターネットを利用した情報提供サービスであるため、メンテナンス時および事故による障害時等には使用ができません。本会及び本部はインターネットを通じたサービスに異常がないよう努力しますが障害によるサービス低下について損害を賠償するものではありません。また、本会の仲介による結婚相手紹介サービスにてお相手との不調が生じても本会及び本部はそれに対する損害を賠償するものではありません。

第 6 条 (入会の資格)

1. 社会人として良識があり、法的にも実生活においても独身の健康な方。
2. 経済的、身体的、精神的に正常な結婚生活を営める方。
3. 本会の定めた証明書類を提出できる方。(指定の入会申込及び身上書、独身証明書、住民票、卒業証明書、男性のみ収入証明)

第 7 条 (入会審査)

入会資格審査の結果、不適格と認められた場合は、入会をお断り致します。

その場合審査基準内容、理由等の開示はいたしません。

第 8 条 (会員登録)

会員は、良縁ネットシステム上に、会員の結婚紹介に必要な個人情報の掲載を認めるものとします。登録された個人情報の利用については第 3 条の通りです。登録された個人情報の取り扱いについては第 4 条のとおり個人情報を適正に管理します。

第 9 条 (会員の義務と遵守事項)

会員は以下の事項について遵守しなければなりません。

1. 掲載内容について
提出する書類等に虚偽があつてはならないものとします。
提出した書類等に変更があつた場合は速やかに届けを出すものとします。
2. 個人情報に関して
良縁ネット内やお見合い相手の個人情報は第三者に漏らさない事とします。
ネット会員用サービスのパスワードを第三者に教えたり、会員個人情報を印刷、保存をしたりしないこととします。
他の会員の個人情報を漏洩させ、これによって本会または本部に被害を与えた場合は、当該会員が本会または本部に対し損害賠償を負うものとします。
3. お見合い、交際に関して
お見合い相手の人格を尊重し、遊興その他不正な目的のために本会を利用してはならない事とします。
お見合い、交際に関しては、言動、行動、服装等に気を配り、社会人として良識のある行いをする事とします。
日時まで決定したお見合いは、断ることが出来ません。やむを得ず断る場合は金 5,000 円の反則金を本会に対して支払う事とします。
お見合い当日、無断欠席した場合は、本会に対し、金 10,000 円の反則金を支払う事とします。
会員同士の金銭授受、金銭貸借は禁止とします。
交際をお断りする場合は本会を通して行うものとします。また断られたお相手には連絡をしてはなりません。
お見合い後の交際期間は、原則として 3 ヶ月以内とします。やむを得ず延長を希望される時は書面により延長期間を明記した届け出が必要となります。
交際中は交際状況を定期的に本会に報告します。結婚を決めた場合は速やかに報告するものとします。
本会への支払い(入会時支払金、各月会費、成婚料)は本会の指示のもと期日までに支払うものとします。
4. 本会への支払いについて
本会が規定する各種料金の支払いは、本会の指示のもと期日までに支払うものとします。
5. トラブルについて
交際相手とのトラブルについては自己責任とし、本会及び本部は責任を負わないものとします。

第 10 条 (会員の期間)

会員契約の有効期間は 1 年とします。期間中は料金の変更はしません。更新再契約時の料金は、別途定める事とします。

第 11 条 (会員の退会)

会員は、本会に対しその意思により退会を申し出たとき、会費を滞納し本会の催促にもかかわらず納入しないために本会から退会を通知したとき、婚約または成婚したとき、または会員期間が満了となったときに、本会を退会します。

第 12 条 (会員の除名)

以下の場合は、本会又は本部は、会員を除名処分とします。この場合、以後、当該会員に対する良縁ネットサービスは停止し、なお会員の行為によって本会または本部に損害が生じた時は、本会または本部は当該会員に対し、損害賠償請求をすることがあります。

1. 会員規約に違反した時。 入会時提出書類に詐称があつた時。
 2. 紹介相手会員、本会または本部に対し、その名誉または信用を傷つけた時。
 3. 公序良俗または法令に反する行為をした時。
 4. 本会または本部が規約に照らして会員として不適当と判断した時。
- 会員が除名処分となった場合は、本会の受領金は返金しません。

第 13 条 (成婚)

成婚とは、会員同士がお互いに結婚すると決めることです。会員は本会へその旨を報告し、成婚料を支払います。

1. 以下の場合も成婚とみなされ、成婚料を支払います。

- 性的な関係があつた場合。
 - 同居、同棲した場合。(短期間も含む)
 - 退会後、過去に本会を通じてお見合いした人と結婚したとき。
2. 会員は成婚によって本会を退会します。成婚退会は、契約完了となりますので受領金の返還はしません。
 3. 会員が成婚の事実を故意に隠した場合は、契約成婚料の 2 倍を反則金として支払う事とします。

第 14 条 (成婚料の返金規定)

成婚したものの結婚に至らないまま、お見合い日から 3 ヶ月未満の間に成婚が解消された場合は成婚料を返金する事とします。
3 ヶ月を経過した場合は原則として返金しません。

第 15 条 (問題の解決)

会員と本会との紛争に関する訴訟は本会の所在地を管轄する地方裁判所、または簡易裁判所を第一審裁判所とします。